

2 単位修得、成績評価及び卒業規程

(目的)

第1条 この規程は、西尾市立看護専門学校の単位修得、成績評価、卒業について必要な事項を定めることを目的とする。

(単位修得)

第2条 授業科目の単位修得の認定は、その授業科目の担当教員又は担当講師が学科試験、実習成績の評価及び出席状況等により行う。

2 授業科目の評価は、優（80点以上）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）、及び不可（60点未満）を以て表現し、可以上の者に単位を与える。

(履修認定)

第3条 履修認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学校長に提出するものとする。

- (1) 履修認定申請書
- (2) 成績証明書又は単位修得証明書
- (3) 認定を希望する科目の講義内容を示す文書

2 学校長は履修認定申請書が提出されたときは、申請科目担当講師の意見を聞いた後、運営委員会に諮り決定する。

3 認定科目の評価は、認定と表現する。

(試験及び評価の資格)

第4条 学科試験及び実習の評価は、原則として授業科目の授業時間数の3分の2以上出席した者に対して行う。ただし、補習を受けた者は、この限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、補習を受け、授業科目の授業時間数の3分の2以上の出席を満たした場合は、学科試験及び実習の評価を行う。

- (1) 傷病その他やむを得ない理由により欠席し、それを証明する書類を提出し、学校長が認めた者
- (2) 忌引により受験資格を得るための授業科目の出席時間が不足した者

3 実習の補習の場合は、再実習の機会はないものとする。

4 傷病その他やむを得ない理由により、試験を受けられない場合は、原則として試験開始時間前までに連絡を入れることとする。

(試験等の種類)

第5条 試験等の種類は、本試験、再試験及び単位認定試験とする。

2 本試験は、授業科目の講義及び実習等の終了後に行う試験をいう。

3 再試験は、本試験の成績が合格点に満たなかった者、又は本試験を欠席した者に対して1回限り行う試験をいう。

4 単位認定試験は、再試験の成績が合格点に満たなかった者、再試験を欠席した者に対して、年度内に1回限り行う試験をいう。

5 実習の成績が合格点に満たなかった者は、1回限り再実習を受けることができる。

6 再実習の実施は、別表のとおりとする。

(学科試験及び実習の成績評価)

第6条 学科試験及び実習の成績評価は、次のとおりとする。

- (1) 学科試験及び実習の成績評価は、原則として授業科目の講義及び実習等の終了後に行う。
- (2) 学科試験の成績評価は、授業科目ごとに行う。
- (3) 授業科目を複数の教員又は講師が分担している場合で、教員又は講師ごとに試験を行うときは、集約する。
- (4) 試験の成績は、1授業科目100点満点とし、60点以上を合格とする。
- (5) 再試験の成績は、60点以上を合格とする。ただし、再試験で合格した当該科目の成績は60点とする。
- (6) 再実習の成績は、60点以上を合格とする。ただし、再実習で合格した当該科目の成績は、60点とする。
- (7) 単位認定試験の成績は、60点以上を合格とする。ただし、単位認定試験で合格した当該科目の成績は、60点とする。

(聴講)

第7条 聴講を希望する学生は、学校長に聴講願を提出し、申請し、講師の許可を得なければならない。

- 2 学生は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野を問わず、聴講を希望することができる。
- 3 聴講は、授業科目を履修する学生の受講に支障のない場合に限り、認めることができる。
- 4 聴講を許可された学生は、学習目的が達成できるように授業に参加し、必要な予習、復習及び課題に取り組まなければならない。

(一部単位未認定者の在籍学年)

第8条 一部単位未認定科目があっても、原則として原級留置はなく、次学年の在籍とする。

- 2 次学年では、未認定科目を優先して履修し、当該学年実施科目も履修することができる。

(臨地実習の履修要件)

第9条 専門分野Ⅱの臨地実習開始までに、未認定科目がある場合は、原則として臨地実習の履修を許可しない。

- 2 統合実習開始までに、未認定科目がある場合は、原則として統合実習の履修を許可しない。
- 3 本実習中、再実習開始前および実習中に以下に該当する者は、臨地実習の履修を許可しない。
 - (1) 患者の安全性の確保ができない者
 - (2) 実習態度に問題があり、問題行動を繰り返す者
 - (3) 心身の健康状況が実習をする上で支障をきたす者

- 4 再実習および実習を再履修する場合は、実習前の教員との面接を必須条件とし、面接後、本実習の状況を振り返り、自己の問題を明確にし、実習の自己目標を立案できることを要件とする。

(卒業の認定)

第10条 学則第11条に規定する卒業の認定は、西尾市立看護専門学校運営委員会の審議に基づき、学校長が行う。

- 2 別表に掲げる全ての単位を修得することで卒業を認定する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 改正後の諸規程2単位取得、成績評価及び卒業規程第5条及び第6条の規程は、平成23年4月1日以降に入学する者について適用し、同年3月31日において在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年5月1日からの施行とする。

附 則

この規程は、平成25年12月1日からの施行とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日からの施行とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日からの施行とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日からの施行とする。

附 則

この規程は、令和2年11月9日から施行する。

別表 第5条関係

再実習の実施時期等

- 1 基礎看護学実習Ⅰの再実習は、春季休暇期間に実施する。
- 2 基礎看護学実習Ⅱの再実習は、春季休暇期間に実施する。
- 3 専門分野Ⅱの臨地実習の内母性看護学実習の再実習は、実施せず、次年度に再履修する。
- 4 夏季休暇前に実施した専門分野Ⅱの臨地実習及び在宅看護論実習(以下「領域実習」という)の再実習(母性看護学実習を除く)は、夏季休暇期間に1実習のみ受けることができる。
- 5 夏季休暇期間に実施できなかった領域実習の再実習(母性看護学実習を除く)、夏季休暇以降に実施した領域実習の再実習(母性看護学実習を除く)及び統合実習の再実習は、冬季休暇以降2月末までの期間で実施する。
- 6 冬季休暇以降2月末までに実施する領域実習の再実習(母性看護学実習を除く)は、実習施設との調整の上可能であれば2実習まで受けることができる。
- 7 3年次に基礎看護学実習Ⅱを再履修する場合は、本実習期間に実施する。
- 8 基礎看護学実習Ⅱの再履修は、上記6の受けることのできる再実習の数に含む。

学年	1年		2年		3年	
実習種類 時期	本実習	再実習	本実習	再実習	本実習	再実習
4月					領域実習	
5月					領域実習	
6月					領域実習	
7月	基礎看護学 実習Ⅰ				領域実習	
7月 (夏季休暇)						領域実習 (1実習)
8月 (夏季休暇)						

学年	1 年		2 年		3 年	
実習種類 時期	本実習	再実習	本実習	再実習	本実習	再実習
9 月					領域実習	
10 月	基礎看護学 実習 I				領域実習	
11 月					領域実習	
12 月					統合実習	
1 月			基礎看護学 実習 II			領域実習 統合実習 (2 実習)
2 月			領域実習			
3 月						
3 月 (春季休暇)		基礎看護学 実習 I		基礎看護学 実習 II		